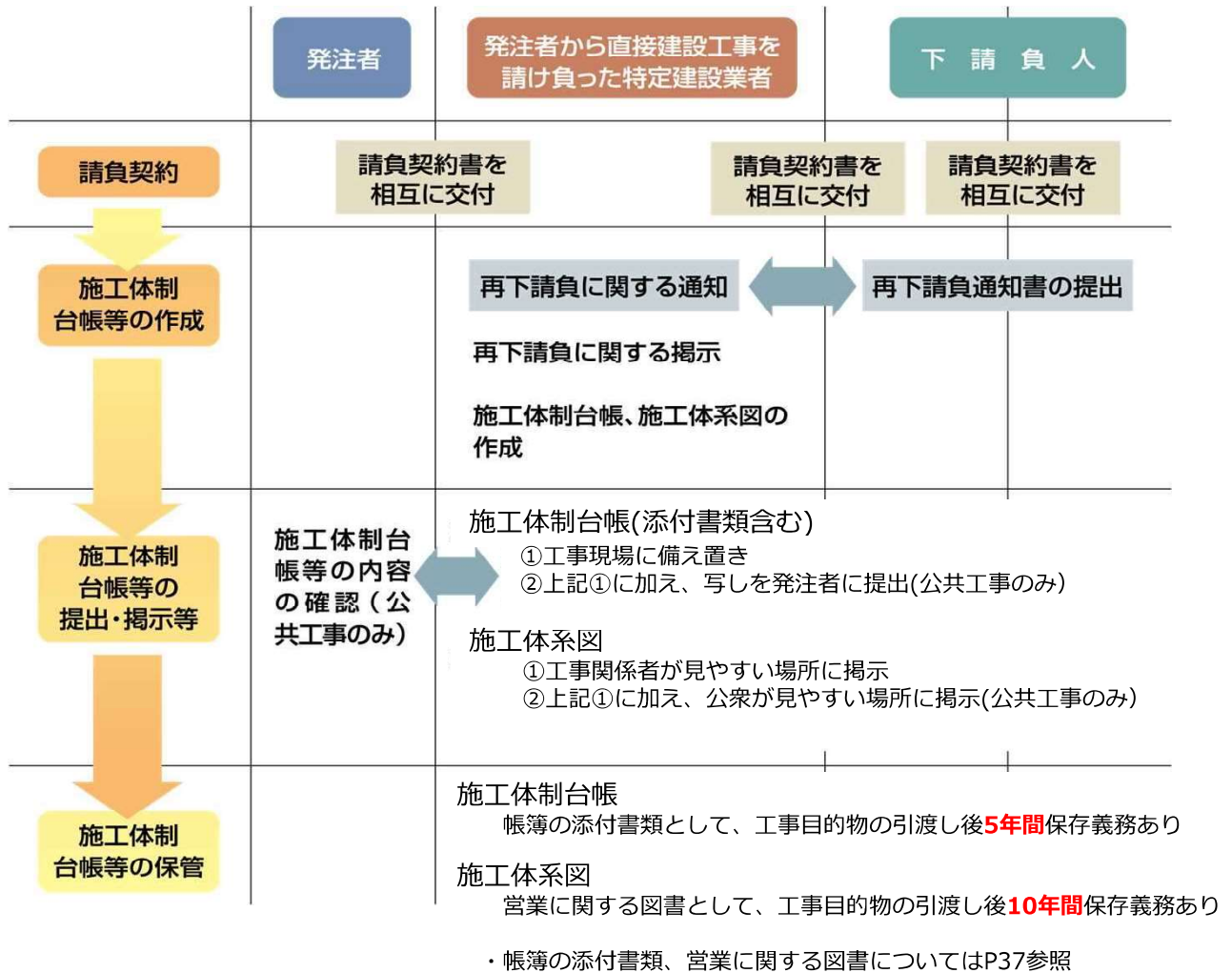


# 施工体制台帳等の作成義務①

発注者から直接建設工事を請け負った**特定建設業者**で、当該建設工事を施工するために締結した**下請負契約の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上**になるときは、**施工体制台帳及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）**を作成しなければなりません。また、平成27年4月1日以降に契約する**公共工事**※については、**下請契約を締結する全ての元請業者が施工体制台帳等を作成**しなければなりません。

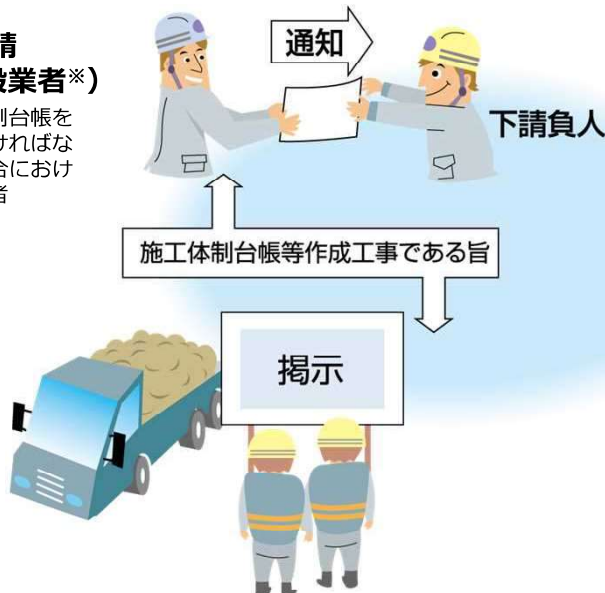
※公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「公共工事入札契約適正化法」という。）第2条に規定する建設工事をいう。

（法第24条の8第1項、第4項及び公共工事入札契約適正化法第15条第1項）



## 元請 (作成建設業者※)

※施工体制台帳を作成しなければならない場合における建設業者



請け負った工事が施工体制台帳等作成工事となったときはその旨を下請負人に周知し、工事現場に掲示しなければなりません。

# 施工体制台帳等の作成義務②

## 施工体制台帳の整備

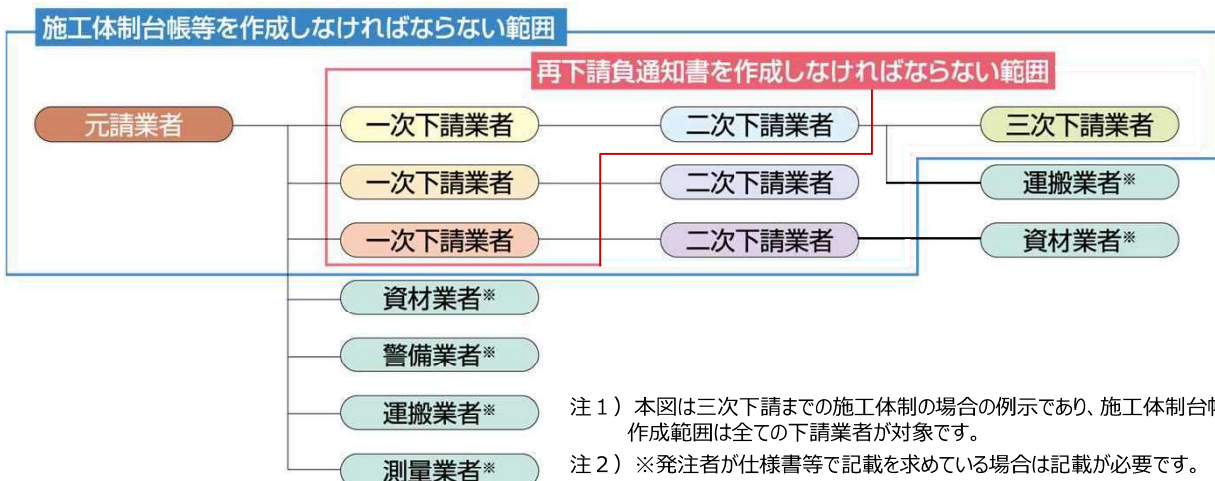
- 誰が** ● 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者 = 元請業者
- いつ** ● **民間工事では**、その工事を施工するために締結した**下請金額の総額が4,000万円（建築一式工事：6,000万円）以上となった時点**
- **公共工事では**、その工事を施工するために**下請契約を締結した時点**
- 何を** ● 下請負人から提出された再下請通知書等に基づき施工体制台帳を作成
- なぜ** ● 建設工事の適正な施工を確保するため
- どうする** ● 作成した施工体制台帳を工事現場ごとに備え置く
- **民間工事では**、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の**閲覧**に供しなければなりません（法第24条の8第3項）
- **公共工事では**、作成した施工体制台帳の**写し**を発注者へ**提出**しなければならない（公共工事入札契約適正化法第15条第1項）

- 公共工事の受注者は、発注者から、工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではいけません。

（公共工事入札契約適正化法第15条第3項）

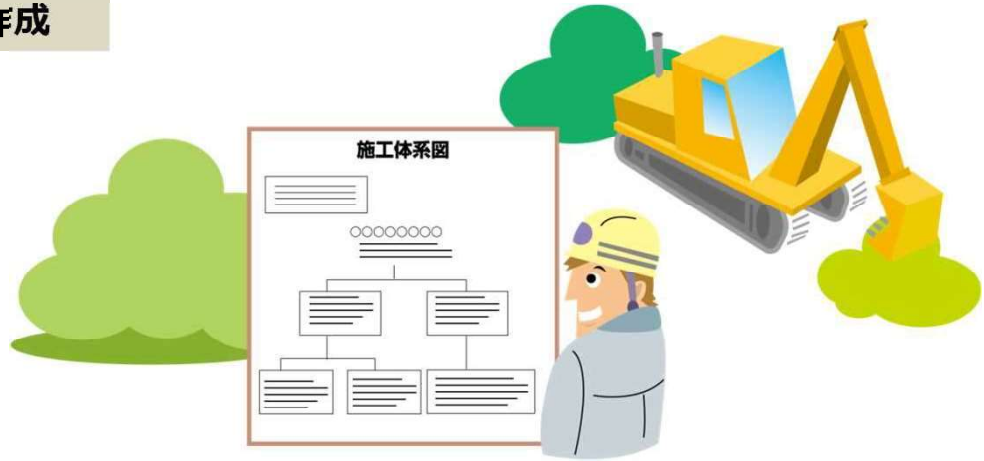


## 施工体制台帳等の作成すべき範囲（三次下請までである場合の例）



# 施工体制台帳等の作成義務③

## 施工体系図の作成



### 誰が

- 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者 = **元請業者**

### いつ

- **民間工事**では、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が4,000万円（建築一式工事：6,000万円）以上となった時点

- **公共工事**では、その工事を施工するために下請契約を締結した時点

### 何を

- 当該建設工事に係る全ての建設業者に関する事項、技術者名等を記載し、工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成

### なぜ

1. 工事に携わる関係者全員が建設工事の施工体制を把握する
2. 建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にする
3. 技術者の適正な配置の確認

### どうする

- **民間工事**では、工事関係者が見やすい場所に掲げなければならない

(法第24条の8第4項)

- **公共工事**では、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない（公共工事入札契約適正化法第15条第1項）

## ■ 施工体制台帳等の作成義務まとめ

	作成義務者	作成時期	取扱い
公共工事	発注者から直接建設工事を請け負った <b>全ての建設業者</b>	下請契約を締結したとき	・ 施工体制台帳の <b>写しを発注者に提出</b> ・ 施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示
民間工事	発注者から直接建設工事を請け負った <b>特定建設業者</b>	下請金額の総額が4,000万円（建築一式工事：6,000万円）以上となったとき	・ 施工体制台帳を発注者に閲覧 ・ 施工体系図を工事関係者が見やすい場所に掲示

## 施工体制台帳等の作成義務④

施工体制台帳等の作成建設業者は、下請負人に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに、工事現場内に掲示しなければなりません。

(規則第14条の3) (『監理技術者制度運用マニュアル』五)

### ■再下請負通知する場合の下請業者への書面通知(例)

※作成建設業者は、下請契約を締結した全ての下請負人に対し書面交付により通知しなければなりません。

#### 下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業を営むもの(建設業の許可を受けていないものを含みます。)に請け負わせたときは、

イ 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

ロ 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するこの通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号  
再下請負通知書の提出場所

〇〇建設(株)  
□□工事現場内  
建設ステーション/△△営業所

通知

元請負人  
(作成建設業者)

下請負人

### ■再下請負通知する旨の現場での掲示(例)

※作成建設業者は、当該工事現場の見やすい場所に掲げなければなりません。

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

〇〇建設(株)

# 施工体制台帳の記載内容と添付書類

施工体制台帳等の作成建設業者は、施工体制台帳に元請負人に関する事項を記載するとともに、一次下請負人に関する事項も記載し、添付すべき書類を揃えなければなりません。

また、下請負人から提出のあった再下請負通知書及び添付書類を確認し、台帳として取りまとめなければなりません。

下請負人（一次下請以降）が再下請負を行う場合は、再下請負通知書に記載すべき内容を明記のうえ、添付すべき書類と併せて、元請負人に提出しなければなりません。

	施工体制台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
元請	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆元請負人に関する事項</li> <li>○発注者から請負った工事内容</li> <li>○建設業許可の内容※1</li> <li>○健康保険等の加入状況</li> <li>○配置技術者の氏名と資格内容</li> <li>○外国人技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能の従事状況</li> <li>○建設工事従事者に関する事項</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>★一次下請負人に関する事項</li> <li>●下請契約した工事の内容</li> <li>●施工に必要な建設業許可業種※1</li> <li>●健康保険等の加入状況</li> <li>●配置技術者の氏名と資格内容</li> <li>●外国人技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能の従事状況</li> <li>●建設工事従事者に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者との契約書の写し※2</li> <li>○下請負人との契約書の写し※2 (注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し)</li> <li>○配置技術者（監理技術者等）が資格を有することを証する書面 (専任を要する監理技術者の場合、監理技術者証の写しに限る)</li> <li>○専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるものの写し (国家資格等の技術検定合格証明等の写し)</li> <li>○配置技術者（監理技術者等）の雇用関係を証明できるものの写し (健康保険証等の写し)</li> </ul> <p>※法令上の義務はないが添付することが望ましい書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監理技術者講習修了証の写し (工期の全てにおいて、講習受講日が過去5年以内のもの)</li> </ul>
下請	<ul style="list-style-type: none"> <li>★下請負人に関する事項</li> <li>●下請契約した工事の内容</li> <li>●施工に必要な建設業許可業種※1</li> <li>●健康保険等の加入状況</li> <li>●配置技術者の氏名と資格内容</li> <li>●外国人技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能の従事状況</li> <li>●建設工事従事者に関する事項</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆再下請負人に関する事項</li> <li>●下請契約した工事の内容</li> <li>●施工に必要な建設業許可業種※1</li> <li>●健康保険等の加入状況</li> <li>●配置技術者の氏名と資格内容</li> <li>●外国人技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能の従事状況</li> <li>●建設工事従事者に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再下請負人との契約書の写し※2 (注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し)</li> </ul> <p>※法令上の義務はないが添付することが望ましい書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○下請負人の建設業許可通知書の写し (下請負人が担当する建設工事に関する許可の確認のため)</li> <li>○下請負人の主任技術者が資格を有することを証する書面</li> <li>○下請負人の主任技術者の雇用関係を証明できるものの写し</li> </ul>

※1・・・建設業許可の内容は、許可通知書の写しの他、国土交通省のHP (<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>) で確認できます。

※2・・・公共工事においては、施工体制台帳及び再下請負通知書に添付すべき契約書の写しは、下請負代金の額が記載されていなければなりません。

なお、ここでいう公共工事とは、公共工事入札契約適正化法に規定する法人が発注する工事をいいます。  
(規則第14条の2、14条の4)

工事の目的物の引渡を行うまでは、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければなりません。

工事の目的物の引渡から5年間保存※3

※3・・・新築住宅の建設工事に係るものは、10年間保存が必要です。



# 施工体制台帳の記載例 (1 / 3)

令和2年10月5日

## 施工体制台帳

作成建設業者の商号名称とこの工事を担当する事業所名を記入

【会社名・事業者ID】 → 大手前建設株式会社

施工体制台帳を作成又は変更した年月日を記入

作成建設業者が受けている許可を全て記入（業種は略称でも可）

【事業所名・現場ID】 → ○○ビル作業所

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	
	土、建、電、管、鋼、工事業 舗、しゅ 通	大臣 知事	特定 一般	第012345号	平成27年11月11日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第012345号	平成27年11月11日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容を記入

工事名及び工事内容 → ○○ビル新築工事 / 建築一式(地上6階、地下1階、延べ床面積9,600㎡)

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期、契約日を記入

発注者名及び住所 → ◇◇商事株式会社  
〒000-0000 大阪府○○市○○町1-2-3

発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所を記入

工期 → 自 令和2年10月2日 至 令和3年3月31日  
契約日 → 令和2年10月1日

一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所を記入

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	本社	□□県□□市□□町000-0
	下請契約	○○支店	○○県○○市○○町000

元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	元請契約	本社	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXXXXXX-XX		
	下請契約	○○支店	YYYYYYYY	YYYYYYYY	YYYYYYYYYYYY-YY		

発注者が置いた監督員の氏名を記入(※)

発注者の監督員名 → 注文 一郎  
権限及び意見申出方法 → 契約書記載のとおり

一次下請を監督するために作成建設業者が置いた監督員の氏名を記入(※)

監督員名 → 大手 太郎  
権限及び意見申出方法 → 契約書記載のとおり

作成建設業者が置いた監理(主任)技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入

現場代理人名 → 大手 一郎  
権限及び意見申出方法 → 契約書記載のとおり

作成建設業者が監理技術者補佐を置いた場合、氏名を記入

監理技術者名、主任技術者名 → 専任 大手 次郎  
資格内容 → 一級建築施工管理技士

監理技術者補佐名 → 大手 補佐男  
資格内容 → 二級建築施工管理技士  
一級建築施工管理技士補

作成建設業者が置いた専門技術者の氏名を記入(※) 専門技術者の資格を具体的に記入(※)

専門技術者名 → 大手 三郎  
資格内容 → 実務経験(10年・管)

担当工事内容 → 冷暖房設備工事  
給排水設備工事

監理(主任)技術者の資格を具体的に記入  
例) 一級建築施工管理技士

例) 第一種電気工事士 実務経験(指定学科3年・管工事) 実務経験(10年・管工事)等 専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入

1号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
--------------------	--	-------------------	--	-------------------	--

(健康保険) 協会けんぽにあっては事業所の記号(7~8桁の数字)を記入 健康保険組合にあっては組合名を記入 (厚生年金保険) 事業所整理記号及び事業所番号を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入 (労働保険) 労働保険番号(14桁の数字)を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入

1号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の在留資格を決定された者  
外国人建設就労者：出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの  
外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む

## ○建設業の許可の有効期限

許可の有効期限は5年間

許可の更新申請中であれば、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われます。

## ○契約営業所（建設工事の許可を得た営業所）

本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所（請負契約の見積、入札、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所）

## ○監理技術者・主任技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

○営業所の専任技術者は、現場に専任すべき監理技術者等にはなりません。

○専任の監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を携帯しなければなりません。（注P.15）

## ○専任すべき工事

公共性のある重要な建設工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事していることを言います。

○請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の場合は元請負人、下請負人の区別なく専任が求められます。

## ○資格内容（監理技術者）

1）指定建設業の場合

①一級国家資格者

②国土交通大臣が上記①と同等以上の能力を有すると認定した者

2）指定建設業以外の場合

①一級国家資格者

②主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その請負金額が4,500万円※以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者

③国土交通大臣が上記①又は②と同等以上の能力を有すると認定した者

※令第5条の3

なお、昭和59年10月1日以前に請負代金額1,500万円以上、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日以前に請負代金額3,000万円以上の建設工事に関して積まれた実務経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができます。

## ○専門技術者

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これら一式の内容である他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該建設工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。

また、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合には、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を自ら施工する場合も同様に、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。

（法第26条の2）

○資格要件は、主任技術者と同じです。

○資格の要件が備わっていれば、監理（主任）技術者が兼任できます。

○指定建設業とは 土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事業の7業種をいいます。（令第5条の2）

## ○注意事項

1. 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。

2. 部分は、建設業法で定められた記載事項です。

3. 説明書きの後ろに（※）があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。

4. 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。

5. 公共工事\*で下請負契約を締結した場合は、全ての工事で施工体制台帳の作成が必要です。

☆ここでの公共工事とは、公共工事入札契約適正化法に規定する法人が発注する工事をいいます。

# 施工体制台帳の記載例 (2 / 3)

## 【一次下請負人である近畿中央建設(株)に関する事項】

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

下請負人の商号名称及び所在地を記入

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された**工事名**及びその工事の**具体的内容**を記入

下請負人の請け負った建設工事の**契約書に記載された工期**を記入

下請負人の受けている許可のうち、**請け負った建設工事の施工に必要な業種**に係る許可を記入

各保険の適用を受ける**営業所**について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

請負契約に係る**営業所**の名称を記入

(健康保険)協会けんぽにあっては**事業所の記号(7~8桁の数字)**を記入  
健康保険組合にあっては**組合名**を記入  
(厚生年金保険)**事業所整理記号及び事業所番号**を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入(労働保険)**労働保険番号(14桁の数字)**を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入

注) 適用除外の場合は「-」を記入

下請負人が置いた**安全衛生責任者**の氏名を記入(※)

下請負人が置いた**雇用管理責任者**の氏名を記入(※)

### 《下請負人に関する事項》

会社名 事業者ID	近畿中央建設株式会社	代表者名	近畿 太郎
住所	〒000-0000 ◆◆県◆◆市◆◆区◆◆町0-0		
工事名称 及び 工事内容	〇〇ビル新築工事 / コンクリート工、足場仮設工、鉄筋組立工、型枠工		
工期	自 令和2年 10月15日 至 令和3年 3月20日	契約日	令和2年 10月14日 ←

建設業の許可	施工に必要な許可業種	大、と、筋	工事業	許可番号	大臣 特定 第777777号	許可(更新)年月日	平成26年 2月10日
			工事業	大臣 特定 一般 第 号			

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	◆◆営業所	////	////	////

現場代理人名	近畿 四郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおりに
主任技術者名	専任 近畿 五郎 ←
資格内容	一級建築施工管理技士

下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※)

安全衛生責任者名	田中 一郎
安全衛生推進者名	山田 二郎
雇用管理責任者名	山田 二郎
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

下請負人が置いた**安全衛生推進者**の氏名を記入(※)

1号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

主任技術者の資格を具体的に記入例) 一級建築施工管理技士

1号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**特定技能の在留資格**を決定された者  
外国人建設就労者：出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の**在留資格**を決定された者であって、**国土交通大臣が定めるもの**  
外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**技能実習の在留資格**を決定された者

当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む

下請負人が置いた**専門技術者**の氏名を記入(※)  
専門技術者の**資格**を具体的に記入(※)  
例) 一級建築施工管理技士  
専門技術者が**担当する工事内容**を具体的に記入(※)



### ○専門技術者（P.5参照）

許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合には、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を自ら施工する場合は、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。

- 資格要件は、主任技術者と同じです。
- 資格の要件が備わっていれば、主任技術者が兼任できます。

### ○主任技術者

許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合には、主任技術者を置かなければなりません。軽微な建設工事しか請け負わず、建設業の許可を得ずに建設業を営む者については、主任技術者を置かなければならないとする義務はありません。

- 営業所の専任技術者は、現場に専任すべき主任技術者にはなれません。

### ○資格内容（主任技術者及び専門技術者）

- 1) 一・二級施工管理技士等の国家資格者
- 2) 登録基幹技能者
- 3) 右記の実務経験を有する者

	卒業後の実務経験
①高等学校の指定学科卒業	5年以上
②専門学校の指定学科卒業	
③高等専門学校の指定学科卒業	3年以上
④専門学校の指定学科卒業かつ専門士もしくは高度専門士の称を付与された者	
⑤短期大学の指定学科卒業	
⑥大学の指定学科卒業	
⑦上記以外の学歴の場合	10年以上

指定学科は、P. 39 参照

### ○施工体制台帳に添付すべき書類（規則第14条の2第2項）

- (1)発注者との契約書の写し
- (2)下請負人との契約書の写し
- (3)監理(主任)技術者資格を有することを証する書面の写し（専任を要する監理技術者は監理技術者資格者証の写しに限る）
- (4)監理(主任)技術者の雇用関係を証明するものの写し（健康保険証等の写し）
- (5)専門技術者を置いた場合は、その者の資格及び雇用関係を証する書面の写し(国家資格等の技術検定合格証明等の写し)


### ○施工体制台帳の作成、提出、閲覧、保管（法第24条の8）

- 発注者から直接請け負った建設業者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、施工体制台帳を作成しなければなりません。
- 公共工事においては、H27.4.1以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければなりません。（公共工事入札契約適正化法第15条第1項）
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられています。
- 公共工事の場合は、写しを発注者へ提出することが義務づけられています。（公共工事入札契約適正化法第15条第2項）
- 民間工事の場合は、発注者から請求があったときは発注者の閲覧に供しなければなりません。
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては10年間）保存することが義務づけられています。（法第40条の3、規則第28条）

### ○施工体系図の保管

- 施工体系図は、完成図、発注者との打合せ記録簿とあわせて10年間保存することが義務づけられています。（法第40条の3、規則第26条第5項）

### ○注意事項

1. 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
2.  部分は、建設業法で定められた記載事項です。
3. 説明書きの後ろに（※）があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
4. 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。
5. 公共工事\*で下請負契約を締結した場合は、全ての工事で施工体制台帳の作成が必要です。  
☆ここでの公共工事とは、公共工事入札契約適正化法に規定する法人が発注する工事をいいます。P52参照

# 施工体制台帳の記載例（3 / 3）

## 【建設工事に従事する者に関する事項】(いわゆる作業員名簿)

事業所の名称

・現場ID

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険
	氏名			年齢	年金保険
	技能者ID			雇用保険	
				年 月 日	
				歳	
				年 月 日	
				歳	
				年 月 日	
				歳	
				年 月 日	
				歳	
				年 月 日	
				歳	
				年 月 日	
				歳	

### ○注意事項

1. 建設業法ではいわゆる作業員名簿の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
2. 建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、保険加入状況の確認を行うことを原則とします。システムを使用しない場合は、健康保険証、標準報酬決定通知書や雇用保険被保険者証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講じる必要があります。
3. ※印欄には次の記号を記載。

現 …現場代理人     作 …作業主任者    (注)     女 …女性作業員     未 …18歳未満の作業員  
 主 …主任技術者     職 …職 長     安 …安全衛生責任者     能 …能力向上教育     再 …危険有害業務・再発防止教育  
 習 …外国人技能実習生     就 …外国人建設就労者     1特 …1号特定技能外国人

4. 各社別に作成するのが原則ですが、リース機械等の運転者は一緒でも構いません。
5. 資格・免許等の写しを添付してください。

(注) 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

元請  
確認欄

提出日 年 月 日

一次会社名  
・事業者ID \_\_\_\_\_

( 次)会社名  
・事業者ID \_\_\_\_\_

建設業退職金 共済制度		教育・資格・免許		入場年月日
中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

○注意事項

6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険等。※保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しないこと）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称を記載（厚生年金、国民年金等。※基礎年金番号は記載しないこと）。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
8. 雇用保険欄には、右欄に被保険者番号の下4けたを記載。日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載。事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
10. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
11. 建設工事にかかる知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。
12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えありません。

# 再下請負通知書の記載例

大阪鉄筋工業株式会社（再下請負通知人）が国交建設株式会社（再下請負人）との下請契約の内容を報告する場合

令和元年6月20日

## 再下請負通知書

再下請負通知人が請け負った建設工事の注文者の商号名称を記入

再下請負通知人の商号名称及び所在地を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の作成建設業者の商号名称を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその具体的内容を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

再下請負通知人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

請負契約に係る営業所の名称を記入

再下請負人を監督するために再下請負通知人が置いた監督員の氏名を記入（※）

再下請負通知人が置いた現場代理人の氏名を記入（※）

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入（※）主任技術者の資格を具体的に記入

再下請負通知人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入（※）

再下請負通知人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入（※）

直近上位  
注文者名 近畿中央建設株式会社

【報告下請負業者】

〒000-0000  
〇〇県〇〇市〇〇町000  
◆◆ビル階  
TEL 00-0000-0000  
FAX 00-0000-0000

会社名・  
事業者ID 大阪鉄筋工業株式会社  
代表者名 大阪 太郎

元請名称・  
事業者ID 大手前建設株式会社

《自社に関する事項》

工事名及び 工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋加工組立工事		
工期	自 令和2年 10月15日 至 令和3年 3月20日	注文者との 契約日	令和2年10月14日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	筋 工事業	大臣 特定 知事 一般 第999999号	平成25年 8月 5日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
		◆◆営業所	ZZZZZZZZ	ZZZZZZZZ

監督員名	
権 限 及 び 意見申出方法	
現場代理人名	大阪 六郎
権 限 及 び 意見申出方法	基本契約約款記載のとおり
主任技術者名	専任 大阪 六郎
資 格 内 容	二級建築施工管理技士 (躯体)

安全衛生責任者名	大阪 六郎
安全衛生推進者名	大阪 一郎
雇用管理責任者名	大阪 一郎
専 門 技 術 者 名	
資 格 内 容	
担 当 工 事 内 容	

1号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----

再下請負通知人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入（※）

再下請負通知人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入（※）

再下請負通知人が置いた  
専門技術者の氏名を  
記入（※）  
専門技術者の資格を具  
体的に記入（※）  
専門技術者が担当する  
工事内容を具体的に記  
入（※）

再下請負通  
知人が置いた  
雇用管理責  
任者の氏名を  
記入（※）

1号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**特定技能の在留資格**を決定された者  
外国人建設就労者：出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の**在留資格**を決定された者であって、**国土交通大臣が定めるもの**  
外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**技能実習の在留資格**を決定された者  
当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む

○再下請負通知書の添付書類  
・再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し

再下請負人の商号名称及び所在地を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的な内容を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

《再下請負人関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・事業者ID	国交建設株式会社	代表者名	国交 太郎
住所 電話番号	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇		
工事名称及び 工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋設置時の重量物揚重運搬配置工事		
工期	自 令和元年 7月 1日 至 令和元年10月25日	契約日	令和元年6月16日

再下請負人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

請負契約に係る営業所の名称を記入

(健康保険) 協会けんぽにあっては**事業所の記号(7~8桁の数字)**を記入  
健康保険組合にあっては**組合名**を記入  
(厚生年金保険) **事業所整理記号及び事業所番号**を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入  
(労働保険) **労働保険番号(14桁の数字)**を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	と 工事業	大臣 特定 知事 一般	第333333号	平成27年12月11日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	平成 年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称 ◆◆営業所	健康保険 ????????	厚生年金保険 ????????

注) 適用除外の場合は「-」を記入

現場代理人名	←
権限及び意見申出方法	
主任技術者名	専任 国交 七郎 ← 非専任
資格内容	実務経験(指定学科5年・と び・土工)

安全衛生責任者名	国交 七郎 ←
安全衛生推進者名	田中 八郎 ←
雇用管理責任者名	田中 八郎 ←
専門技術者名	←
資格内容	
担当工事内容	

再下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)

再下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)

再下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※)

専門技術者の資格を具体的に記入(※)  
専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※)  
主任技術者の資格を具体的に記入(※)

再下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)

1号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

- 注意事項
- 建設業法では再下請負通知書の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
  - 部分は、建設業法で定められた記載事項です。
  - 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
  - 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。

# 施工体系図の記載例

## 施工体系図

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期を記入

発注者名	◇◇商事株式会社
工事名称	〇〇ビル新築工事

工期	自	令和2年 10月 2日
	至	令和3年 3月 31日

一次下請を監督するために作成建設業者が置いた監督員の氏名を記入(※)

作成建設業者が置いた監理技術者の氏名を記入

元請名・事業者ID	大手前建設(株)
監督員名	大手 太郎
監理技術者名 主任技術者名	大手 次郎
監理技術者補佐名	大手 三郎
専門技術者名	大手 四郎
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事
専門技術者名	
担当工事内容	

作成建設業者の商号名称を記入

作成建設業者が置いた専門技術者の氏名を記入(※)

作成建設業者が置いた専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)

作成建設業者が置いた統括安全衛生責任者の氏名を記入(※)

会長	統括安全衛生責任者
	大手 次郎
副会長	北海 一郎

元方安全衛生管理者
中国 三郎

統括安全衛生責任者の指揮を受けて技術的事項を管理する者の氏名を記入(※)

《一次下請》

組立工・型枠工 足場仮設工・鉄筋 コンクリート工	会社名・事業者ID	近畿中央建設(株)
	代表者名	近畿 太郎
	許可番号	
	一般/特定の別	特定
	安全衛生責任者名	田中 一郎
	主任技術者名	近畿 五郎※
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	2年 10月20日～3年 3月20日	

照明設備 構内電機設備	会社名・事業者ID	東京電機(株)
	代表者名	東京 太郎
	許可番号	
	一般/特定の別	一般
	安全衛生責任者名	東京 四郎
	主任技術者名	埼玉 五郎
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	2年12月10日～3年 2月28日	

### ○注意事項

1. 建設業法では施工体系図の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
2. [ ] 部分は、建設業法で定められた記載事項です。
3. 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
4. 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」及び「専門技術者」については記載不要です。
5. 公共工事<sup>☆</sup>で下請負契約を締結した場合は、すべての工事で施工体制台帳の作成が必要です。  
☆ここでの公共工事とは、公共工事入札契約適正化法に規定する法人が発注する工事をいいます。

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	
	安全衛生責任者名	
	主任技術者名	
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

下請の主任技術者の当該工事における職務について、施工体系図の写しに記載（専ら複数工種のマネジメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担う場合は※印を記載し、具体的な職務を記載する等）。  
 なお、記載された内容について、押印等により下請の確認をとっておくことが必要です。  
 『監理技術者制度運用マニュアルにおける 下請の主任技術者の職務の工事毎の明確化について（参考）』

【施工体系図活用記入例】

※の者は、専ら複数工種のマネジメントを行い、元請の監理技術者等に近い役割を担う者  
 ※欄外、別紙等に、施工要領書の作成、立ち会い確認等の具体的な職務を記載

【施工体系図活用以外の記入例】

下請の主任技術者の当該工事における職務について元請は下請の主任技術者と調整の上で確定し、それを記載、押印等した書面を下請から元請に提出する。

(記載内容例)

- 会社名：○○○○  
 主任技術者：○○○○  
 主任技術者の役割  
 <施工計画の作成>  
 ・元請が作成した施工計画書等に基づき、  
 請け負った範囲の建設工事に関する  
 施工要領書の作成  
 ・元請等からの指示に応じた施工要領書の修正  
 <工程管理>  
 ・原則として、立ち会い確認  
 ・元請への報告  
 <技術的指導>  
 ・請け負った範囲の建設工事に関する  
 作業員の配置等法令遵守の確認  
 ・現場作業にかかる実地の技術指導

《二次下請》

《三次下請》

型 枠 工 事	会社名・事業者ID	北海建設(株)
	代表者名	北海 太郎
	許可番号	
	一般/特定の別	一般
	安全衛生責任者名	北海 道夫
	主任技術者名	北海 道夫
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
担当工事内容		
工期	2年10月25日～3年8月10日	

工 事	会社名・	
	代表	
	許可	
	一般/特	
	安全衛	
	主任技	
	特定専	
	専門技	
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

工 事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	
	安全衛生責任者名	
	主任技術者名	
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

工 事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	
	安全衛生責任者名	
	主任技術者名	
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

会 社 代 表 者 許 可 番 号 工 事 安 全 衛 生 責 任 者 名 主 任 技 術 者 名 特 定 専 門 工 事 の 該 当 有 無 を 記 入 下 請 負 人 が 置 いた 専 門 技 術 	下請負人が請け負った建設工事の具体的な内容を記入	建設キャリアアップシステム事業者IDを記入（※）	下請負人の会社名、代表者名を記入
	会社名・事業者ID	代表者名	下請負人の許可番号を記入（※）
	代表者名	許可番号	一般建設業又は特定建設業の別を記入（※）
	許可番号	一般/特定の別	下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入（※）
	一般/特定の別	安全衛生責任者名	下請負人が置いた主任技術者の氏名を記入（※）
	安全衛生責任者名	主任技術者名	特定専門工事該当の有無を記入
	主任技術者名	特定専門工事の該当	下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入（※）
	特定専門工事の該当	専門技術者名	下請負人が置いた専門技術者の担当する工事内容を具体的に記入（※）
	専門技術者名	担当工事内容	下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入
	担当工事内容	工期	年 月 日～年 月 日